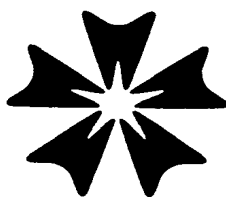


第5期

芽室町総合保健医療福祉計画

令和9(2027)年度～令和12(2030)年度



めむろ

令和9年 月

北海道芽室町

【目次】

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	4
6. 持続可能な開発目標(SDGs)の視点	5

第2章 地域の現状と課題

1. 保健福祉を取り巻く全国の動向	6
2. 複雑化・多様化する課題への対応	8

第3章 基本理念と指針

1. 基本理念	10
2. 基本指針	10

第4章 個別計画と推進体制

1. 個別計画の概要	12
2. 計画の推進体制と進捗管理	14
3. 計画の総合性の確保	14

【参考資料】

- ・芽室町総合保健医療福祉計画策定経過
- ・芽室町総合保健医療福祉計画諮問書(写)
- ・芽室町総合保健医療福祉計画答申書(写)
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会条例
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会施行規則
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会委員名簿

第1章

計画の基本的事項

1 策定の趣旨

芽室町はまちづくりの指針として、令和9(2027)年度から令和16(2035)年度までの8年間を計画期間とする「第6期芽室町総合計画」を策定しました。

基本構想は、まちの将来像を「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」とし、まちづくりの基本目標を「農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり」「心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」「自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり」「住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり」と決めました。

策定中

「第4期芽室町総合保健医療福祉計画(令和5(2023)年度から令和8(2026)年度)」は、新型コロナウイルス感染症蔓延下での地域生活を経て策定された第3期計画を継承し、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と保健・医療・福祉を中心とした関係施策を総合的に推進するために策定しました。

しかしながら、国内の少子高齢化、人口減少、世帯構造の変化、地域のつながりの変化による影響はもとより、世界情勢の変化による暮らしへの不安など、町民が安心して生活するうえでの新たな課題も生じています。こうした状況を踏まえ、今後の保健福祉分野における芽室町の進むべき方向性を明らかにする必要があります。

また、複雑化・多様化する地域課題や住民のニーズを解決するうえで、包括的な視点に立った総合的な支援体制、住民や地域の助け合いによるまちづくりの推進が重要です。

芽室町総合保健医療福祉計画は、これまでの取組みによる成果を継続させると同時に、子ども、高齢者などの世代や、障がいや生活困窮などの分野を問わず、すべての町民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、助け合い、高め合うことのできる社会(地域共生社会)の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進します。

2 計画の目的

本計画は、「第6期芽室町総合計画」の基本目標である「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」に基づき、芽室町における保健・医療・福祉分野における個別計画の策定及び推進に共通した指針を提供し、各分野の専門性を生かすと同時に連携を図り、効果的な施策推進を目的として策定します。

3 計画の位置づけ

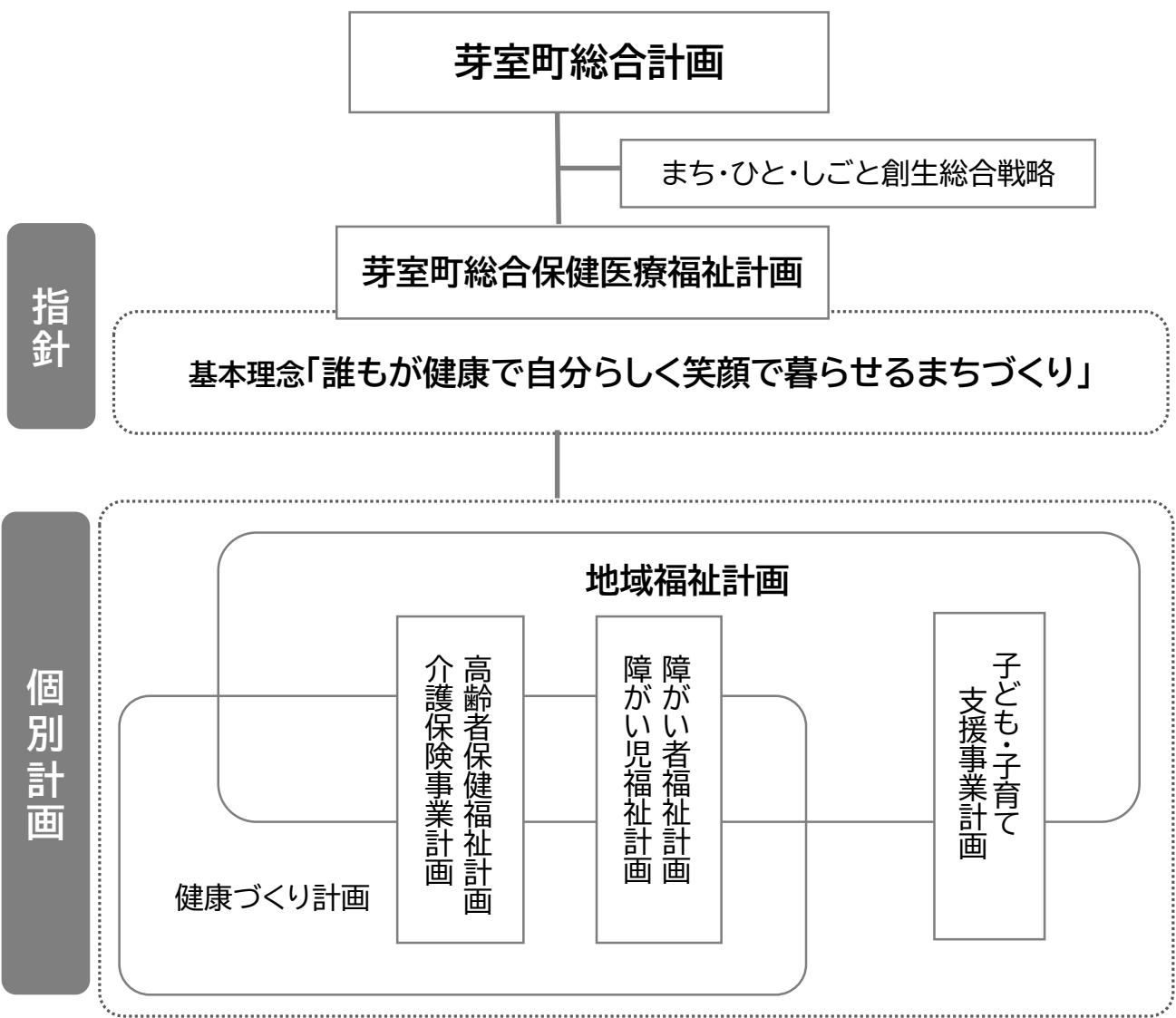
本計画は、芽室町のまちづくりにおける最上位に位置する「第6期芽室町総合計画」の基本構想、基本計画との整合性を保ち、保健・医療・福祉施策の推進に関する総合計画です。

また、表1の各種法令に基づく個別計画においては、本計画の基本理念（総合計画の基本目標）、基本指針に沿って具体的目標及び事業を展開することとし、これらの個別計画との総合性を確保します。

表1 各種法令に基づく個別計画

計画名	根拠法令等
地域福祉計画	社会福祉法第107条
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
障がい者福祉計画 障がい児福祉計画	障害者基本法第11条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律第88条 児童福祉法第30条の20
健康づくり計画	健康増進法第8条第2項
子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法(関係法令) こども基本法(関係法令) 生育医療等基本法(関係法令)

【図1】計画の体系・位置付け



4 計画の期間

本計画は、「第6期芽室町総合計画」前期実施計画の期間である 令和9(2027)年度から令和12(2030)年度までの4年間とし、社会状況の変化、各個別計画との整合など必要に応じて見直しを検討することとします。なお、個別の法令により計画期間が定められている個別計画については、個別法を優先します。

【図2】各種計画の期間

計 画 名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
芽室町総合計画	令和元年度～令和8年度								令和9年度～令和16年度			
総合保健医療福祉計画	令和元年度～令和4年度				令和5年度～令和8年度				令和9年度～令和12年度			
地域福祉計画	令和元年度～令和4年度				令和5年度～令和8年度				令和9年度～令和12年度			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	～令和2年度	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度			令和9年度～令和11年度			令和12年度	
障がい者福祉計画 障がい児福祉計画	～令和2年度	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度			令和9年度～令和11年度			令和12年度	
健康づくり計画	令和元年度～令和4年度				令和5年度	令和6年度～令和11年度						令和12年度～
子ども・子育て支援 事業計画	令和元年度	令和2年度～令和6年度					令和7年度～令和11年度					令和12年度
(発達支援計画)	統合											
(放課後子どもプラン)												
(保育基本計画)												

5 計画の策定体制

(1)組織体系

本計画は、町民及び保健・医療・福祉関係団体の代表者等で構成する芽室町総合保健医療福祉協議会において審議しました。また、各個別計画と横断的な調整を図るため、庁内策定担当係による担当者会議を行いました。

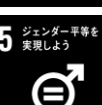
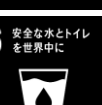
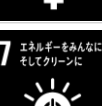
(2)まちづくり意見募集

本計画に対する町民の意見を反映するため、令和 年 月 日から 月 日までの期間ホームページ上でまちづくり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

6 持続可能な開発目標(SDGs)の視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goal(持続可能な開発目標)」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取り組みがすすめられています。

第5期芽室町総合保健医療福祉計画においても、SDGsの理念を取り込み、「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、持続可能な保健福祉行政・施策推進を図ることとします。

 1 貧困をなくそう	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	目標8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント(強靱)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	目標11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	目標15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

第2章

地域の現状と課題

1 保健福祉を取り巻く動向

(1)人口減少と人口構成の変化

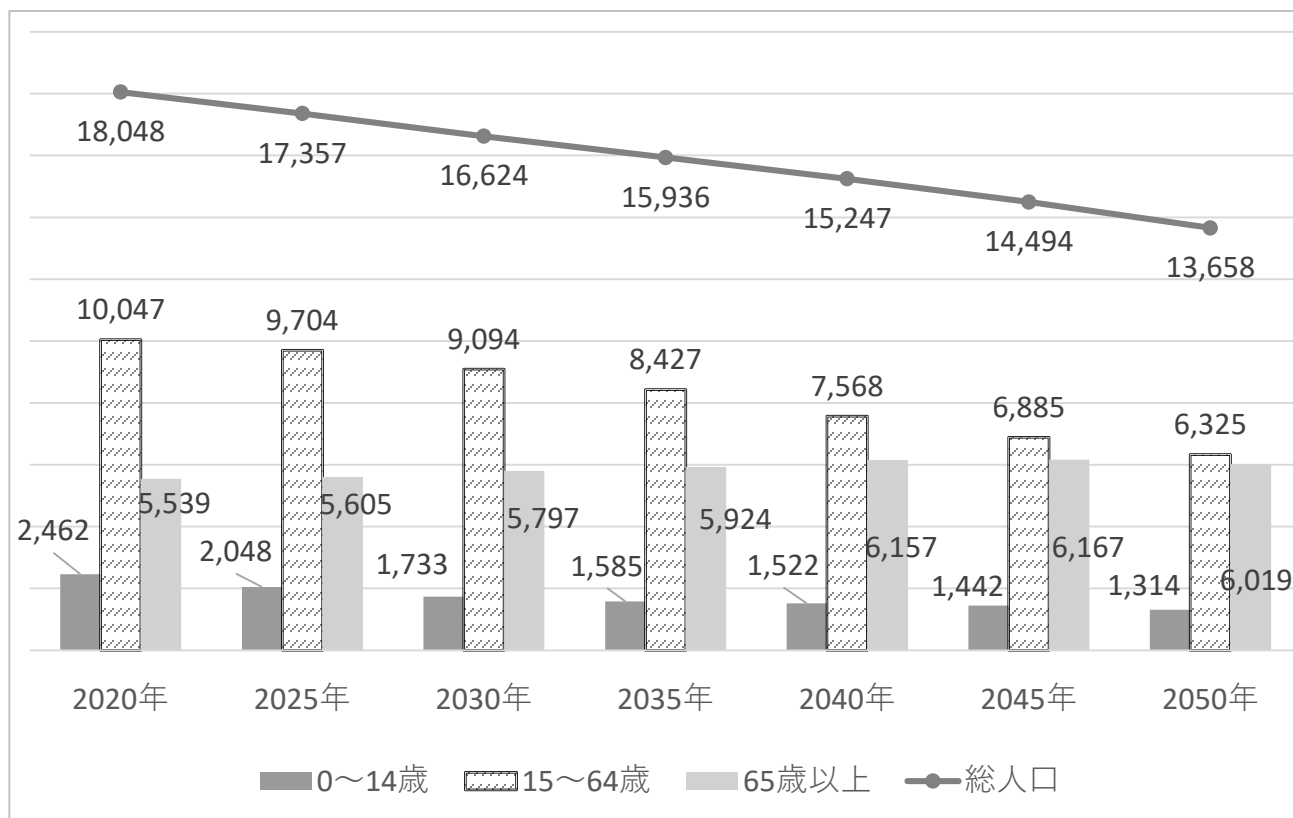
芽室町の総人口は今後も減少していく推計です。

特に地域生活において様々な分野で担い手となる年代(15～64歳)の減少が顕著となる見通しで、地域生活に不可欠な機能維持が課題になります。

将来的には65歳以上の高齢者人口についても、ピークを迎えた後、減少に転じることを念頭に、サービス提供基盤整備・支援体制づくりをすすめていく必要があります。

【図3】芽室町の人口推計(年代別)

単位:人



令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

(2)世帯構成の変化

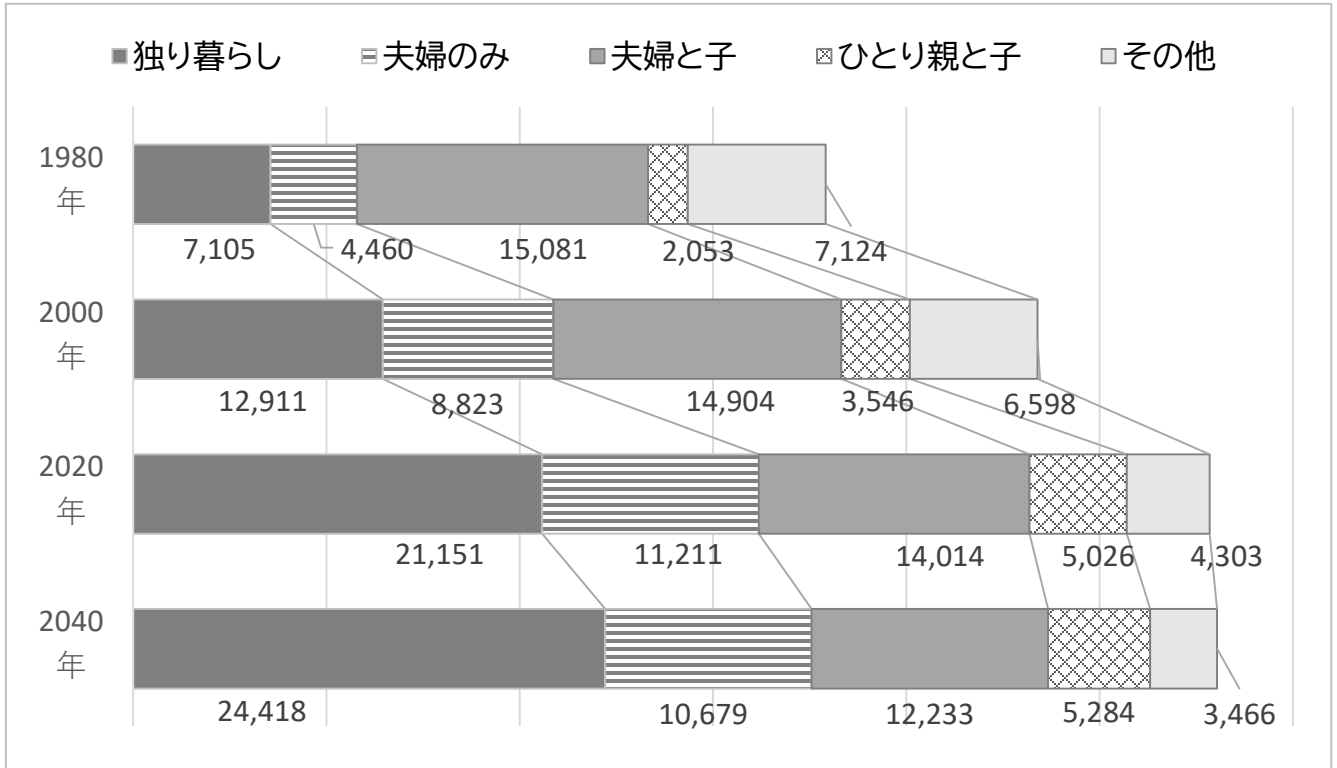
【図4】のとおり、核家族化に伴い、これまで増加傾向となっていた総世帯数は、横ばいで推移する見通しです。総務省によると2020年平均世帯人員は2.21人ですが、2034年には2人を下回り、2040年には1.94人となる予測です。

世帯員の減少、一人暮らしの割合の増加により、除雪や見守りなどの支援ニーズは一層高まるものの、担い手の確保などの課題があります。

行政だけでなく民間事業者、地域など多様な主体による機能の維持、助け合いの推進が必要です。

【図4】 世帯状況の推移(全国)

単位:1,000世帯



令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

2 複雑化・多様化する課題への対応

(1) 身寄りのない高齢者などの増加

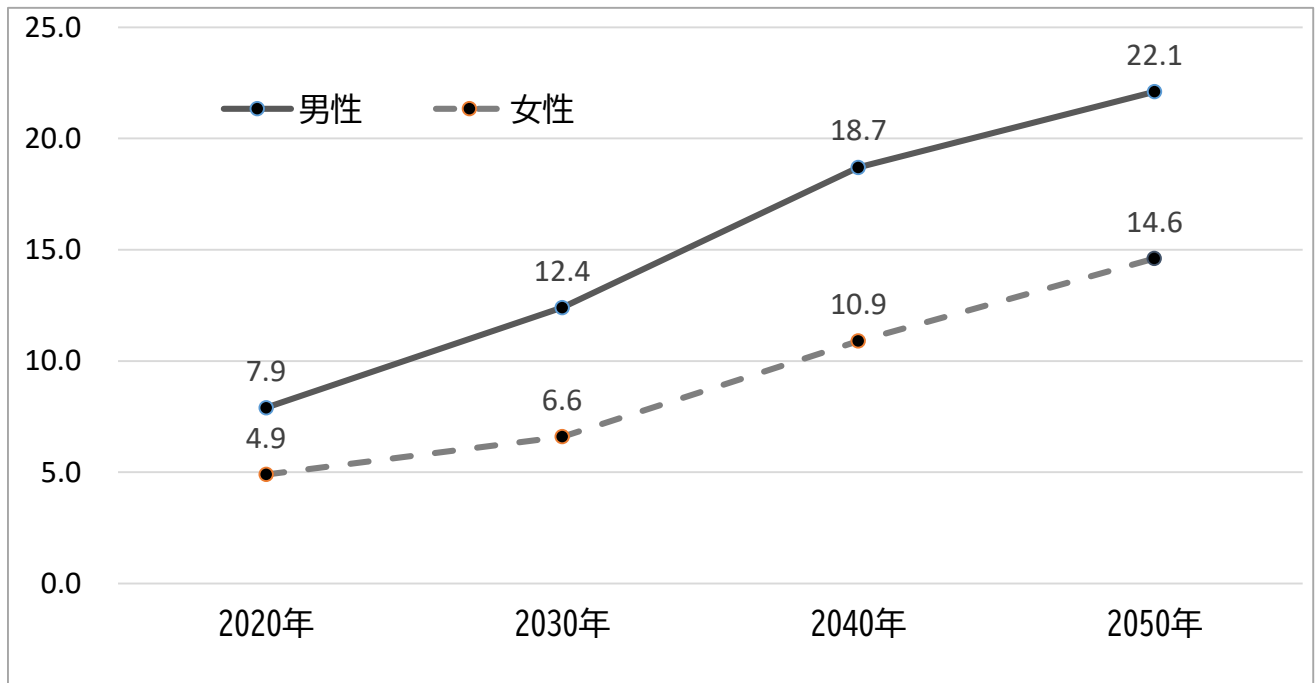
65歳以上の未婚率は上昇傾向にあり(図5参照)、今後も単身高齢者の増加が見込まれます。それに伴い、配偶者や子どもなど頼れる身寄りがいない「身寄りのない高齢者」は地域全体で増えつつあります。

こうした方々は、医療・介護施設への入院・入所時の身元保証や、認知機能の低下時の生活支援やサービス利用手続き等、これまで家族が担ってきた支援が受けられず困難に直面する可能性が高くなります。

これらの課題に対応するため、現行の制度の枠をこえた包括的な支援体制の構築が急務です。

【図5】65歳以上男女別未婚率の推計(全国)

単位：％



令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 支援を行う専門職人材の確保と定着

安定したサービス提供、ケアの質を確保するために必要な専門職の確保や定着に向け、町や医療機関、民間事業者は様々な取組みをすすめています。現在もなお深刻な状況が続いています。

労働環境の改善や魅力発信に加えて、ICTやAI技術の活用による業務負担の軽減、さらには多様な人材の確保など多角的な取組みが求められています。

(3)人や地域のつながりの変化

全国的に、町内会や近所との関係性の希薄化による孤立・孤独の増加が問題視されています。

内閣府による社会意識に関する世論調査(令和7年10月調査)によると「あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか」の問いでは、「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」との回答割合は年々減少しています。

「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」と回答した割合は45.8%を占め、働き盛りの50代では55.3%と半数を超える結果でした。

日常の見守りや助け合いはもちろんのこと、災害等の有事にはこのような人と人、地域のつながりが求められると考えます。

(4)災害等への対応

近年、気象災害の激甚化・頻発化や大規模地震の発生リスクが高まる中、災害時において自力での避難が困難な高齢者や障がい者等への支援が大きな課題となっています。

災害や感染症の発生時においても、住民の命と健康を守り、必要なサービスを途切れることなく提供し続けなければなりません。そのためには、平時からの備えを基本とし各機関の業務継続計画(BCP)の実効性を高め、地域・行政・関係機関が連携して迅速に対応できるネットワークの構築が必要です。

第3章

基本理念と指針

1 基本理念

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

本計画は、芽室町総合計画の基本目標である「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民・地域・行政・専門職が一体となって、持続可能な仕組みづくりを推進します。

2 基本指針

本計画では、基本理念の実現に向けて、次のとおり基本指針として定めます。
(基本指針のイメージを ページ【図6】に示します)

地域共生社会を目指す包括的な支援体制づくり

策定準備中

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

策定準備中

第4章

個別計画と推進体制

1 個別計画の概要

本計画は、第1章で述べた5つの個別計画策定及び推進に共通の指針を提供し、各分野の専門性を生かすと同時に連携を図ることとしています。

5つの個別計画の基本理念、基本目標などの概要は次のとおりです。

地域福祉計画	
計画の概要	
基本理念 基本目標	
SDGs 目標	

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
計画の概要	
基本理念 基本目標	
SDGs 目標	

障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

計画の概要	
基本理念 基本目標	
SDG s 目標	

健康づくり計画

計画の概要	
基本理念 基本目標	
SDG s 目標	

子ども・子育て支援事業計画

計画の概要	
基本理念 基本目標	
SDG s 目標	

2 計画の推進体制と進行管理

(1)計画の推進体制

本計画は、以下の2つの視点で各個別計画の相互連携を図り推進する体制とします。

視点1 庁内の連携体制強化

保健・医療・福祉担当係及び「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」に関わる関係課内の情報共有・意見調整を図るため、会議の開催などにより連携体制を強化します。

視点2 関係機関や地域団体との連携・協働

町の現状や地域の課題等を的確にとらえ、効果的な普及啓発や情報発信に努めるとともに、共通理解のもと、計画を推進します。

(2)計画の進行管理

本計画は、芽室町総合保健医療福祉協議会(事務局 健康福祉課)が進行管理を行います。

3 計画の総合性の確保

本計画は、各個別計画の推進状況を把握し、その総合性を確保するものです。

各個別計画が本計画の基本理念と基本指針に基づいて推進されることにより、保健福祉分野全体における一体的かつ効果的な施策展開を実現します。